

提出日をご記入ください。

記入例

令和3年 2月15日

該当する年度をご記入ください。

(令和3) 年度 [(令和2) 年分]

令和3年1月1日現在の住所・氏名・生年月日・個人番号(マイナンバー)・連絡先等をご記入ください。
1月2日以降に転居された方は、上段に1月1日現在の住所を、下段に申告日時点の住所をご記入ください。

1月1日 現在の住所	板橋区〇—△—□	電話番号	〇〇〇—△△△△—□□□□
申告日時点 の現住所	※上記と異なる場合のみ記入 豊島区〇—△—□	生年月日	明・大・ 昭 ・平・令 25 年 5 月 25 日
フリガナ	イタバシ タロウ	代理申告欄	
氏名	板橋 太郎 印	続柄	代理人氏名
個人番号	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1		印

課税方式について、住民税では下記のとおり選択します。(該当する箇所にご記入ください。)

1 確定申告で申告した上場株式等の配当所得等について

- すべて申告不要(=申告しないこと)を選択します。
- すべて総合課税を選択します。
- すべて申告分離課税を選択します。
- 住民税において

記入例①

申告不要と
配当所得の
総合課税と
配当所得の
申告分離課
配当所得の

記入例① 1(配当所得)・2(譲渡所得)において「すべて申告不要(=申告しないこと)」を
選択する場合の記入例

→1(配当所得)・2(譲渡所得)について「すべて申告不要(=申告しないこと)」を選択すること
から、「 すべて申告不要(=申告しないこと)を選択します。」にを入れ、金額は記入しな
いでください。

なお、「すべて総合課税」又は「すべて申告分離課税」を選択する場合も同様に該当する箇所を
入れ、金額は記入しないでください。

※配当、譲渡どちらも所得税と異なる課税方式を選択する場合には、必ずそれぞれの該当する箇所に
を入れてください。

※すべてのにがない所得については、確定申告どおりに課税します。

※表に金額の記入をするのは、1(配当所得)・2(譲渡所得)においても「住民税においては、下記
内訳のとおり選択します(上記以外)」を選択する場合のみです。その場合は表内に金額の記入が必要
ですので、裏面の記入例をご確認ください。

2 確定申告で申告

- すべて申告不要
- すべて申告分離課税を選択します。
- 住民税においては、下記内訳のとおり選択します。(上記以外)

申告不要とする上場株式等 の譲渡所得等の金額	円		
申告分離課税とする上場株 式等の譲渡所得等の金額	円	住民税の源泉徴収税額 (株式等譲渡所得割額控除額)	円

※ 該当する年分の確定申告書の本人控と特定口座年間取引報告書のコピーを添付してください。

【職員使用欄】には記入しないでください。

※裏面の必要事項・注意事項をご確認ください

【職員使用欄】宛名番号:

受付:

入力:

再審:

記入例② 1（配当所得）・2（譲渡所得）どちらも住民税においては、下記内訳のとおり選択する場合の記入例
 配当所得 200,000 円（〇〇銀行分 50,000 円は申告不要、△△証券分 150,000 円は申告分離課税を選択）
 譲渡所得 500,000 円（すべて申告不要を選択する）

→該当の項目にをし、金額は住民税において申告する内容に合わせてご記入ください。

- 1（配当所得）について 〇〇銀行分 50,000 円は申告不要の欄へ
 △△証券分 150,000 円は申告分離課税の欄へそれぞれご記入ください。

- 2（譲渡所得）について 「すべて申告不要（＝申告しないこと）を選択します。」にを入れてください。

※記入例②の場合は、配当所得・譲渡所得どちらも所得税と異なる課税方式の選択をすることから、それぞれ所得の該当する箇所にが必要です。

※申告する場合は、申告する上場株式等に係る配当所得の全てについて、総合課税と申告分離課税のいずれかを選択する必要があります。（一部を総合課税、残りを申告分離課税として申告するような選択は不可）

※譲渡所得の損失を申告する場合、同一口座内の配当所得も申告する必要があります。

記入例②

- すべて申告分離課税を選択します。
 住民税においては、下記内訳のとおり選択します。（上記以外）

申告不要とする 配当所得の金額	50,000 円		
総合課税とする 配当所得の金額	円	住民税の源泉徴収税額 (配当割額控除額)	円
申告分離課税とする 配当所得の金額	150,000 円		7,500 円

年間取引報告書等の資料を確認してご記入ください。

2 確定申告で申告した上場株式等の譲渡所得等について

- すべて申告不要（＝申告しないこと）を選択します。
 すべて申告分離課税を選択します。
 住民税においては、下記内訳のとおり選択します。

すべて申告不要を選択しているため、金額を記入しないでください。

申告不要とする上場株式等の譲渡所得等の金額	円		
申告分離課税とする上場株式等の譲渡所得等の金額	円	住民税の源泉徴収税額 (株式等譲渡所得割額控除額)	円

記入例③ 1（配当所得）は課税方式を選択しない、2（譲渡所得）は住民税においては、下記内訳のとおり選択する場合の記入例

配当所得は所得税と異なる課税方式を選択しない。（確定申告どおりとする）

譲渡所得 1,000,000 円（□□銀行分 400,000 円は申告不要、◇◇証券分 600,000 円は申告分離課税を選択）

→該当の項目にをし、金額は住民税において申告する内容に合わせてご記入ください。

- 1（配当所得）について 所得税と異なる課税方式を選択しないため記入不要です。

- 2（譲渡所得）について □□銀行分 400,000 円は申告不要の欄へ
 ◇◇証券分 600,000 円は申告分離課税の欄へそれぞれご記入ください。

※記入例③は譲渡所得のみ所得税と異なる課税方式を選択する場合の例です。配当所得のみ所得税と異なる課税方式を選択する場合には、「記入例②（1 確定申告で申告した上場株式等の配当所得等について）」の箇所を参照してください。

※譲渡所得の損失を申告する場合、同一口座内の配当所得も申告する必要があります。

記入例③

- すべて申告分離課税を選択します。
 住民税においては、下記内訳のとおり選択します。（上記以外）

申告不要とする上場株式等の譲渡所得等の金額	400,000 円		
申告分離課税とする上場株式等の譲渡所得等の金額	600,000 円	住民税の源泉徴収税額 (株式等譲渡所得割額控除額)	30,000 円

年間取引報告書等の資料を確認してご記入ください。